

「ちょいず」和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する 要綱改正（案）に対するパブリックコメント募集

あなたの意見を聞かせてください

市では、市民活動団体の行う事業に対し、18歳以上の市民の選択を考慮して支援金を交付することで、市民活動に対する市民の理解や関心を深め、市民活動の促進を図ることで、市民相互の協働によるまちづくりを推進することを目的とし、「ちょいず」和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業を実施しています。

この度、「ちょいず」（和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業）に関する要綱の改正（案）に対する市民の皆さんからのご意見を募集します。

なお、いただいたご意見等の概要と市の考え方などについては、ホームページ等により一定期間公表します。（なお、提出されたご意見等について個別連絡はいたしませんので、ご了承ください。）募集内容等は、次のとおりです。

1. 募集内容

別紙「ちょいず」（和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業）に関する要綱改正（案）に対する意見

2. 募集期間

平成26年7月1日（火）～平成26年7月25日（金） 郵送の場合は当日消印有効

3. 意見を提出できる方

- ① 本市の区域内に住所を有する者
- ② 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ③ 本市の区域内に存する学校に在学する者
- ④ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ⑤ 本市に対して納税義務を有するもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の対象となる事案に利害関係を有すると認められるもの

4. 意見提出方法

別紙意見提出様式に記入のうえ、郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれかの方法で提出してください。なお、電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

【郵送の場合】

〒594-8501 （*住所の記載は不要です。）和泉市市長公室公民協働推進室あて

【ファックスの場合】

FAX 0725-41-1944 公民協働推進室あて

【電子メールの場合】

メールアドレス p-koukyou@city.osaka-izumi.lg.jp

【直接持参の場合】

和泉市役所 3 号館 3 階 公民協働推進室まで

5. 別紙「ちよいず」(和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業)に関する要綱改正(案)閲覧場所

市のホームページのほか、以下の場所で閲覧できます。

市役所市政情報コーナー(市役所 1 号館 2 階)、公民協働推進室(市役所 3 号館 3 階)、
和泉図書館、シティプラザ図書館、にじのとしょかん(人権文化センター内)、
南部リージョンセンター図書室

※ 7 月 1 日から公表。ただし施設休館日の場合は翌日から公表。

6. いただいたご意見の取り扱い

- ① 意見募集は、別紙「ちよいず」(和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業)に関する要綱改正(案)について、和泉市が市民のみなさんに対して行うもので、ご提出いただいた意見を踏まえ要綱改正(案)を策定します。
- ② 意見募集終了後、ご提出いただいたご意見の要旨とそれに対する市の考え方を一定期間、上記の要綱(案)閲覧場所において公表します。(氏名、連絡先等の個人情報は公表しません。)なお、ご意見に対し、個別には回答いたしませんのでご了承ください。
- ③ 類似のご意見については、まとめて公表することがあります。
- ④ 意見募集は、具体的な意見等を収集することを目的にしています。内容が案件に合致しないもの及び賛否の結論のみを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、市の考えを示さない場合があります。

7. ご意見をいただく際の留意事項

- ① 個人で提出いただく場合は、氏名、住所、連絡先(電話番号等)を、団体・グループで提出いただく場合は、団体・グループ名、所在地、連絡先(電話番号等)を必ず記載してください。なお、これらの情報は公開いたしません。記載されていない場合、受付できないことがありますのでご注意ください。

8. 問い合わせ先

和泉市市長公室 公民協働推進室 公民協働推進担当あて
電話 0725-99-8103(直通)

和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する要綱改正（案）

1 改正（案）の考え方

本制度につきましては、今年10月の支援希望団体の募集が5回目を迎えることとなりますが、本制度を更に発展させるため、本制度への参加団体数及び市民からの選択届出数を増やす新たな取り組みを実施していく予定をしています。また現行では支援金額の上限は50万円となっており、その上限額を越える届出数を獲得する団体が増加（H23：4団体→H26：9団体）しており、本制度の趣旨である市民の選択届出による意思が全て反映されていない状況が発生しています。

そこで1点目の改正としましては、新たな取り組みを行っていく中で増加する市民からの選択届出を可能な限り反映することで、対象事業の規模が拡大し波及効果が大きくなることで地域の活性化を図ることができ、また市民の選択届出を行う権利を擁護し、本制度の公平性を確保することができると考えていることから、支援金の上限額を80万円に増額する改正を検討しています。

続いて2点目の改正としましては、事業の実施のため会場の予約等を1年前に行う必要がある場合など事業を実施するために支援対象団体の決定前にやむを得ず支出する必要がある経費について、市民活動の実情にあった支援という観点から対象経費として認定する必要があると考えるため、認定するための条文を但し書きとして追加する改正を検討しています。

次に3点目の改正としましては、備品購入費について現行では上限を交付申請額に対する二分の一（実質、対象経費に占める割合は四分の一となる）までとするという規定を設けていますが、実績報告時においても、備品購入費は交付申請時の交付申請額の二分の一という規定が適用されるため、備品購入費が対象経費に占める実際の割合を制限できないため、エントリー、交付申請、実績報告時において、備品購入費は常にその時点での備品購入費を除く対象経費の3分の1（実質、対象経費に占める割合は四分の一となる）までとする改正を検討しており、様式についても変更を予定しています。

最後に4点目の改正としまして、団体が本制度へのエントリーする際に提出いただく収支予算書において、支援金額が希望額に満たなかった場合に事業の遂行が可能であるかという設問を設けていますが、可能という回答を選択した場合においては、その事業を実施するにあたり、支援金の額に見合った規模に事業を縮小するのか、自主財源を持ち出すもしくは協賛金を募る等により事業計画のとおり事業を実施するのかといった支援額が希望額に満たなかった場合の具体的な対策について予め想定し、申請していただくよう様式の変更を検討しています。

2 改正（案）の主な内容

（支援対象団体への支援金の額）

第9条 支援対象団体に交付する支援金の額は、当該支援対象団体に係る団体ごとの個人支援額を積算した額（その額が次項の交付の対象となる経費の額の2分の1に相当する額を超えるときは、当該2分の1に相当する額）又は80万円のいずれか低いほうの額を上限として、市長が定める額とする。ただし、当該支援対象事業に係る支援金以外の収入の総額に支援金を加えた額が支出の総額を上回る場合は、その差額を支援金の額から控除するものとする。

2 支援金の交付の対象となる経費は、申請者が第6条第1項に基づく支援対象団体と決定された日から申請事業完了までに支出されたもので、支援対象事業の遂行に直接必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。ただし、支援対象事業の遂行の確保のためやむを得ないと市長が認めた場合に限り、支援対象団体決定前の経費についても交付の対象となる経費に含めるものとする。

費 目	対象となる経費
略	略
備品購入費	支援対象事業の遂行に必要な不可欠なものに限る（ただし、 <u>備品購入費は、備品を除く対象経費の3分の1までとし、且つ1品当たり5万円を上限として計上することができる。</u> ）。
略	略

費 目	金 額	積算根拠（数量、単価等）
備品費(対象経費)		
備品費(対象外経費)		
合 計		
対象経費		

※備品費（対象経費）には備品以外の対象経費の合計を3で除した額もしくは1品あたり上限5万円で算定した備品費のいずれか低い額を記載してください。

略

収支決算書

略

2. 【支 出】 （単位：円）

費 目	金 額	積算根拠等（数量、単価等）
備品費(対象経費)		
備品費(対象外経費)		
合 計		
対象経費		

※費目は、別表（第9条関係）に記載されているとおりに記載してください。
※備品費（対象経費）には備品以外の対象経費の合計を3で除した額もしくは1品あたり上限5万円で算定した備品費のいずれか低い額を記載してください。

略